

大学共同利用機関法人自然科学研究機構研究力強化戦略室規則

平成25年10月1日

自機規則第24号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第15条の2第3項の規定に基づき、機関及び機構直轄研究施設（以下「機関等」という。）の研究力強化戦略室の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 研究力強化戦略室は、当該機関等における次の各号に掲げる研究力の強化に向けた事業等を行うとともに、大学共同利用機関法人自然科学研究機構共創戦略統括本部と連携して機構全体の研究力強化に資する。

- 一 国際的先端研究の推進支援に関する事。
- 二 国内の共同利用・共同研究の推進支援に関する事。
- 三 国内外への情報発信及び広報力強化に関する事。
- 四 研究者支援（若手・女性・外国人）に関する事。
- 五 産学連携の推進支援に関する事。
- 六 その他研究力の強化に向けた事業等に関する事。

(組織)

第3条 研究力強化戦略室は、室長、副室長及び室員をもって組織する。

(室長及び副室長)

第4条 室長は、機構長が当該機関等の長の意見を聞いて任命する。

- 2 室長に事故があるときは、副室長がその職務を代理する。
- 3 副室長は、室長が指名する者をもって充てる。

(室員)

第5条 室員は、次の各号に掲げる者とし、当該機関等の長が任命する。

- 一 URA職員
- 二 その他当該機関等の長が必要と認めた者

(庶務)

第6条 研究力強化戦略室の庶務は、当該機関等の研究支援を担当する課等において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、研究力強化戦略室の運営に関し必要な事項は、

当該機関等の研究力強化戦略室が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月20日改正）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。